

指扇小だより

教育目標 **やり抜く子の育成**

かしこく やさしく たくましく あたたかく

令和7年5月30日 第3号

さいたま市立指扇小学校

〒331-0078

さいたま市西区西大宮1丁目49-6

電話 048-623-0133 FAX 048-624-2200

<https://sashiogi-e.saitama-city.ed.jp>

心の声を聞く力

校長 小松 伸弘

重松清の『青い鳥』（平成25年、新潮社）という小説があります。私が、昨今のいじめについて考えさせられた作品です。舞台は中学校で、いじめを苦にして転校した少年がいます。少年は数人の友達から使い走りのような扱いを受け苦しんだのですが、驚くことにどの友達も、いじめているつもりがなかったと回想するのです。「あいつ、いつも笑っていたよな」と。

主人公の先生は言います。「いじめは、人を嫌うからいじめになるんじゃない。人を踏みにじって苦しめようと思ったり、苦しめていることに気付かずに、苦しくて叫んでいる声を聞こうとしないのが、いじめなんだ」

同じ頃、「いじられキャラ」という言葉が使われていました。周囲から酷い扱いを受けることで笑いをとる芸人を指すようです。ふと、(子どもたちは、友達をいじることを面白いと勘違いしているのではないだろうか)と思いました。芸人のいじりは「芸」であり、双方の信頼関係の上で成り立つフィクションです。子どもたちがその仕組みを理解せず真似するうちに、苦しんでいる心の声を聞くことができなくなっているのではないかと思ったのです。

子どもは、コミュニケーション力の未熟さから、知らないうちに仲間を傷つけてしまうことがあります。また、自他の境界線が曖昧なため、自分では仲良くしているつもりでも、相手に苦痛を感じさせていることがあります。そこで学校では、子どもたちが社会で幸せに生きるために、友達との関わりを通して心の声を聞く力を育てているのです。その際、心の声に気付く手がかりとして発せられるSOS信号を、「いじめ」と表現することがあります。

「いじめ」という言葉に抵抗感を覚える大人は多いと思います。ドラマで観るような、悪意に満ちた執拗な嫌がらせを思い浮かべるのかもしれませんが、しかしながら、いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）は、いじめを以下のように定義しています。

第2条（定義） この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義では、いじめた側の児童に悪意があったかどうかに関係なく、いじめを受けた児童の心身の状態が重要であるとしています。悪気がなくても相手が苦しむことがあり、だからこそ、いじめはどの子にも、どの学校においても起こり得ると言われるのです。

6月はさいたま市教育委員会が定めた「いじめ撲滅強化月間」です。この時期は児童が内面のストレスを抱え込みやすく、いじめの認知件数が増加してくる時期でもあります。いじめの訴えがあった場合、学校では双方に事実確認を行います。その際、**苦しんでいる子がいる事実**を学校と家庭が共有することが第一歩です。何卒、御理解と御協力をお願いいたします。